

## 制度廃止に伴う退職給与引当金の取崩し

**Q** : 当社は、資本金3千万円・3月決算の法人です。昨年の改正で、退職給与引当金が廃止されたと聞きました。過去に計上した退職給与引当金の残高は、今年の3月決算でどのように処理すればよいのでしょうか？

**A** : 退職給与引当金の残高は、定められた金額を段階的に取り崩して、益金の額に算入しなければなりません。

### 【解説】

昨年の税制改正によって、退職給与引当金制度は全面廃止となりました。

これに伴い、改正事業年度（平成15年3月31日以後最初に終了する事業年度）開始の時に有する退職給与引当金の金額は、次のように取崩をして、益金の額に算入しなければならないこととされています。

- ① 資本金が1億円以下の法人（中小法人など）  
⇒ 10年間にわたって10分の1ずつの金額を每期取り崩し
- ② 資本金が1億円を超える法人⇒
  - ・ 1年目及び2年目→10分の3ずつの金額を取崩し
  - ・ 3年目及び4年目→10分の2ずつの金額を取崩し

したがって御社の場合は、今年の3月決算期から10年間にわたり、前期末退職給与引当金の残高の10分の1の金額を每期取崩していく必要があります。なお、この場合の取崩す金額は10分の1より多くても、少なくともいけませんので、注意して下さい。

